

新旧対照表

○神奈川県青少年保護育成条例

新	旧
<p>第1条～第6条 (略) (定義)</p> <p>第7条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 青少年 満18歳に達するまでの者をいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 図書類 書籍、雑誌、文書、絵画、写真、録音盤及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体並びにこれらに類するもので規則で定めるものをいう。</p> <p>(5)～(11) (略)</p> <p>第8条～第55条 (略)</p>	<p>第1条～第6条 (略) (定義)</p> <p>第7条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 青少年 満18歳に達するまでの者 <u>(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)</u>をいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 図書類 書籍、雑誌、文書、絵画、写真、録音盤及び<u>ビデオテープ、ビデオディスク、録音テープ、フロッピーディスク、シー・ディー・ロム</u> <u>その他の電磁的記録</u>(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体並びにこれらに類するもので規則で定めるものをいう。</p> <p>(5)～(11) (略)</p> <p>第8条～第55条 (略)</p>